

総合評価方式実施ガイドライン令和2年4月本実施概要

1 試行から本実施への移行

市では、平成22年8月より総合評価方式を試行実施していたところ、約10年を経過したことを受け、これまでの試行の実績を踏まえ、評価項目等を見直したうえで令和2年4月より本実施に移行することとします。

2 総合評価方式の方法

市ではこれまで、市町村型特別簡易型として総合評価方式を試行してきました。今後、清掃関連施設や市庁舎等の重要施設の新設を控えており、高度な技術力の審査・評価が必要な案件も想定されることから、技術提案型についても想定しうる旨の記述を加えています。ただし、適用する案件の基準や評価項目については、個別の案件ごとに検討すべき事項であるため、ガイドラインには定めていません。

3 評価項目の追加・修正

評価項目について、以下の項目を追加、修正しています。

- (1) 品質管理の視点から、「ISO9001」の取得を追加
 - (2) 若年者の育成及び確保の状況の視点から、「若年者（35歳未満）雇用実績」を追加
 - (3) 男女共同参画の状況の視点から、「正規職員の男女の雇用状況が女性比率30%以上」としていた項目を「育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等の有無」に変更
 - (4) 労働環境の状況の視点から、「法定外労働災害補償制度加入の有無」及び「雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか一つ以上未加入」の項目を追加
- ※ (1)、(2)及び(4)については、経営事項審査の写しにより確認。(3)については、就業規則等により確認